

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月28日 00時33分ごろ
発生場所	愛媛県松山市釣島 ^{つゐ} 北方沖（釣島水道） 釣島灯台から真方位341° 1.5海里付近 （概位 北緯33° 55.0′ 東経132° 37.7′）
事故の概要	貨物船第八阿州山丸 ^{あしゅうざん} 及び貨物船興徳 ^{こうとく} は、共に南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月28日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第八阿州山丸、499トン 136548、阿波海運有限会社 B 貨物船 興徳、497トン 141233、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、四級（航海） B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷側舷縁に曲損、球状船首部に擦過傷 B 右舷船尾部外板に凹損、交通艇の大破
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、釣島水道の推薦航路に沿って南西進中、航海士Aが、左舷前方のB船が釣島水道灯浮標付近から伊予灘へ向かう推薦航路に沿って航行するものと思い、B船の右舷側を追い越す態勢で航行を続けた。 A船は、航海士Aが、釣島水道灯浮標付近でB船が右転したことに気づき、左舵を取ったが、B船と衝突した。 B船は、釣島水道の推薦航路に沿って南西進中、船長Bが、右舷後方にレーダーで認めたA船がB船を追い越す状況になっていないものと思い平郡水道へ向かう推薦航路に沿って右転したところ、A船と衝突した。 船長Bは、右転する前に右舷後方の確認を行わなかった。
分析	A船は、航海士Aが、左舷前方のB船が伊予灘へ向かう推薦航路に沿って航行するものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船の右転に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、レーダーで認めた右舷後方のA船がB船を追い

	<p>越す状況になっていないものと思ひ、右転する前に右舷後方の確認を行わなかったことから、平郡水道へ向かう推薦航路に沿って右転した際、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、釣島水道において、航海士Aが、左舷前方のB船が伊予灘へ向かう推薦航路に沿って航行するものと思ひ、B船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、レーダーで認めた右舷後方のA船がB船を追い越す状況になっていないものと思ひ、右転する前に右舷後方の確認を行わなかったため、平郡水道へ向かう推薦航路に沿ってB船が右転した際、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 変針前に変針する舷に支障となる船舶がないことを確認すること。